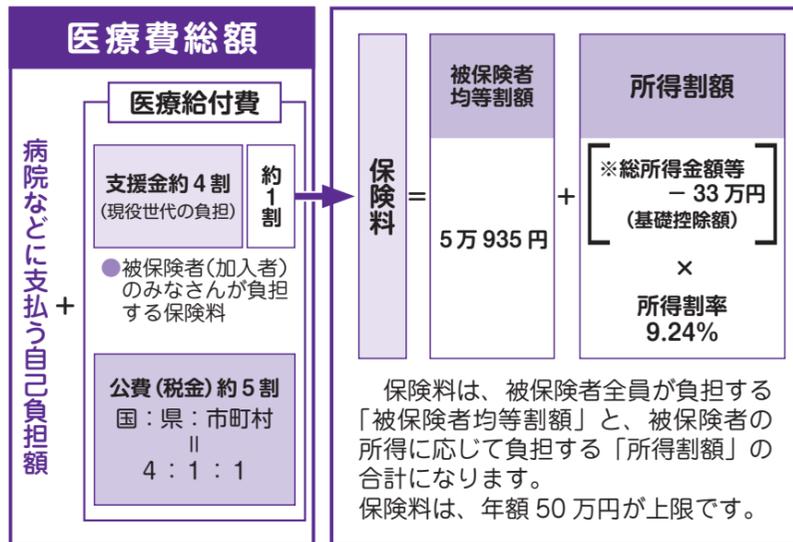


平成21年度 長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)の保険料について

後期高齢者医療制度は、平成20年中の所得の届出に基づき、平成21年度の保険料額を決定します。7月中旬に、被保険者(加入者)のみなさんへ、平成21年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書をお届けします。

- 保険料は、平成20年中の所得金額と世帯の状況を基に本算定を行い、決定します。
注1:「世帯」とは、平成21年4月1日時点の世帯(75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)を基準にしています。

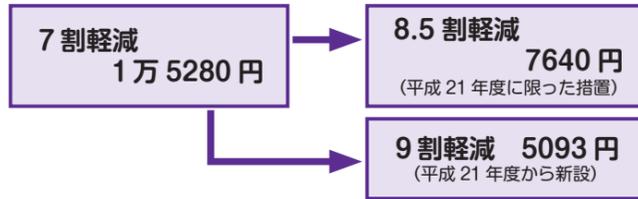
● 保険料の決まり方(計算方法)



- 保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。
- 保険料は、加入者一人ひとりにかかります。保険料率(被保険者均等割額、所得割率)は2年ごとに見直され、次回は平成22年度に改定されます。
- ※総所得金額等とは、前年中の「給与収入-給与所得控除」、「事業収入-必要経費」、「公的年金収入-公的年金等控除」などで、各種所得控除前の金額です。
- ◎公的年金収入のみの人で、年金額が153万円以下の場合は、所得割はかかりません。

- 平成21年度に限り、被保険者均等割額が7割軽減となる人は、8.5割の軽減となります。また、新しく9割軽減が新設されました。

● 軽減後の保険料の被保険者均等割額(年額)



平成21年度では、従来の軽減(被保険者均等割額の7割・5割・2割軽減)に加え、次の軽減措置を行います。

! 保険料の軽減について

● 軽減になる人の所得判定

◎ 8.5割軽減	被保険者全員と世帯主の所得金額の合計額が33万円以下の人
◎ 9割軽減	被保険者全員と世帯主の所得金額の合計額が33万円以下で、被保険者全員が年収80万円以下で、他に所得がない人

- 長寿医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が9割軽減となります。また、所得割額はかかりません。
- 所得割額の軽減
総所得金額等が91万円以下(公的年金のみの場合は、収入額で211万円以下)の人は所得割額が5割軽減となります。

8月から窓口負担の割合が変更となる人に、 新しい被保険者証を送ります

医療機関にかかるときの、医療費の自己負担割合は1割または3割です。

毎年、前年中の所得を基に、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行い、変更となる人には7月中に新しい被保険者証をお届けします。

自己負担の割合は原則1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の、住民税課税所得が145万円以上である場合には3割となります。ただし、住民税課税所得が145万円以上であっても、次の1または2に該当する場合は、申請することにより1割負担となります。

〈自己負担割合(1割・3割)の判定基準J(コシ)〉

- 1 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合
同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
- 2 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合
(次の①または②に該当)
① 本人の収入が383万円未満
② 本人と、同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満



限度額適用・標準負担額減額認定証の 8月更新時の手続きが変わります

現在使用している、減額認定証の有効期限は7月末日になっています。これまで、毎年8月の更新時に申請が必要でしたが、平成21年度から、前年度に減額認定証を持っている人の更新時の手続きは、原則不要になりました。

減額認定証を持っている人で、平成21年度の住民税が非課税である世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を7月下旬にお届けします。

特別徴収(年金天引き)から口座振替への変更できます

※特別徴収(年金天引き)は、平成21年度からどなたでも、申請することによって口座振替に変更できることになりました。

変更を希望する人は、8月7日(金)までに口座振替の申請を行うと、10月支給分の年金から天引きが中止され、口座振替による支払いへ変更になります。

ただし、これまでに保険料の滞納がある場合は、口座振替へ変更が認められないことがあります。
※年金天引きとなる人 年金受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額

が年金受給額の2分の1を超えない人。

社会保険料控除について

後期高齢者医療保険料は、所得税および住民税の申告のとき、社会保険料控除の対象となります。特別徴収(年金天引き)から口座振替へ変更した場合、社会保険料控除は、口座振替で支払った人に適用されますので、世帯全体の所得税および住民税の負担額が変わることがあります。

▼問合せ先

住民課 ☎932・1151